

議案第19号

札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

平成31年（2019年）2月8日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例

札幌市水道事業給水条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第10条第1項、第24条第1項及び第2項並びに第33条の2第1項第1号中「100分の108」を「100分の110」に改める。
- (2) 別表4中

「

指定給水装置工事事業者の指定	1件につき10,000円
----------------	--------------

」

を

「

指定給水装置工事事業者の指定	1件につき10,000円
指定給水装置工事事業者の指定の更新	1件につき8,000円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表4の改正規定は、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行の日から施行する。

（工事費の適用に関する経過措置）

- 2 改正後の第10条第1項の規定は、施行日以後に完了する管理者施行工

事（水道事業管理者（以下「管理者」という。）が施行する給水装置工事をいう。以下同じ。）に要する費用（特定工事費を除く。）について適用し、施行日前に完了した管理者施工工事に要する費用及び特定工事費については、なお従前の例による。

3 前項の特定工事費は、施行日以後に完了する管理者施工工事のうち、平成31年3月31日までの間に当該管理者施工工事に係る給水装置の新設、改造、修繕及び撤去について札幌市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定による管理者の承認を受けたものに要する費用（条例第12条第2項の規定により追徴されるものを除く。）とする。

（料金の適用に関する経過措置）

4 改正後の第24条第1項の規定は、施行日以後の水道の使用に係る料金（次に掲げる料金を除く。）について適用し、施行日前の水道の使用に係る料金及び次に掲げる料金については、なお従前の例による。

(1) 施行日前に条例第17条の規定による管理者の承認を受けた者による施行日以後の水道の使用のうち、当該使用に係る料金の支払を受ける本市の権利が確定する日が施行日から平成31年10月31日までの間であるものに係る当該確定した料金

(2) 施行日前に条例第17条の規定による管理者の承認を受けた者による施行日以後の水道の使用のうち、当該使用に係る料金の支払を受ける本市の権利が初めて確定する日が平成31年11月1日以後であるものに係る当該確定した料金

5 改正後の第24条第2項の規定は、施行日以後の水道の使用に係る料金（前項第1号に掲げる料金を除く。）について適用し、施行日前の水道の使用に係る料金及び同号に掲げる料金については、なお従前の例による。

6 附則第4項第2号に掲げる料金に対する改正後の第24条第2項の規定の適用については、同項中「100分の110」とあるのは、「100分の110（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第16条第1項において準用する附則第5条第2項に規定する政令

で定める部分にあっては、100分の108)」とする。

(水道利用加入金の適用に関する経過措置)

7 改正後の第33条の2第1項の規定は、施行日以後に条例第7条第1項の規定による管理者の承認を受ける給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。）（以下「給水装置の新設等」という。）に係る水道利用加入金について適用し、施行日前に同項の規定による管理者の承認を受けた給水装置の新設等に係る水道利用加入金については、なお従前の例による。

(理由)

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、水道料金等について、消費税及び地方消費税の税率改定相当分の改定を行うとともに、水道法の一部改正により設けられた指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定めるため、本案を提出する。